

2章 計画改定の背景

2-1 岡崎市の緑を取り巻く社会情勢の変化

(1) 岡崎市緑の基本計画改定までの経緯

本市では、平成 11（1999）年 3 月に初となる「緑の基本計画」を策定し、平成 22（2010）年を目標年次とし、「豊かな自然と緑が奏でるゆとりと潤いのまち…おかざき」を基本理念に、緑地保全や公園整備など様々な施策を展開してきました。

その結果、都市公園の整備面積は大幅に増加し、市民一人当たりの都市公園面積 10 m²以上を達成するなど、現在に繋がる本市の都市公園をはじめとする緑のストックの充実が図られました。平成 22（2010）年度には計画期間の満了に加え、平成 18(2006)年度の旧岡崎市・額田町の合併による新たな岡崎市の誕生、さらに平成 20(2008)年度に第 6 次岡崎市総合計画が策定されたことなどを踏まえ、平成 32(2020)年度を目標年次とする新たな緑の基本計画を平成 23（2011）年 3 月に策定しました。

この第二次計画（岡崎市緑の基本計画 2011）では、『市民と自然と歴史が育む 緑の文化都市』を基本理念とし、引き続き緑地保全や公園整備などの様々な施策を展開するとともに、緑の「量」のみならず「質」の向上を目指すものとして、都市公園の利活用に向けた市民協働の組織を立ち上げることを計画しました。

同計画の平成 27（2015）年度中間改訂においては、旧額田町地域の一部を含めた都市計画区域変更を経て緑の基本計画の対象区域の見直しが行われたほか、公園を利活用するための市民協働組織として、既存の公園愛護会*を発展させた「公園愛護運営会*」の仕組みが検討され、地域住民の協力を得て後期計画期間での試験的な実施に繋がりました。

第二次計画の目標年次を迎えるにあたり、岡崎市総合計画及び都市計画マスタープラン改定などが行われており、これらと整合を図りつつ、これまでの 20 年余りに及ぶ取組みの成果を引き継ぎながら、緑の基本計画を改定します。

(2) 緑を取り巻く社会情勢の変化と緑の機能・役割の新たな視点

近年の緑を取り巻く社会情勢は、高度経済成長以降問題視されてきた都市化に伴う環境の悪化に加え、少子高齢化と人口減少、地方活性化の必要性、社会資本の老朽化、財政・人的資源の制約、さらに市民のニーズの多様化など、緑そのものの減少にとどまらない多くの課題を抱えています。

本市においても、多くの都市公園で年数の経過に伴う老朽化と安全確保への対応、更新・再整備などの必要性は年々高まっており、近年の厳しい財政状況下においては効果的な対応が求められています。このため、岡崎市緑の基本計画 2011 後期計画期間において「長期未整備都市計画公園見直しガイドライン」を策定し、長期間にわたり用地の未取得や必要性の低下など様々な理由で未整備状態となっていた都市計画公園の廃止・継続の仕分けの具体的な方針を定めるなど、既にいくつかの課題に着手し始めているところです。

平成 28（2016）年 6 月には、国土交通省による「これから社会を支える都市緑地計画の展望」として、新たな社会的ニーズと対応する緑の機能や役割が示されました。これと本市の「岡崎市緑の基本計画 2011」をはじめとする従来の緑の基本計画においてとらえられてきた緑の主要な機能・役割を比較すると、特に経済面の分類において、緑が新たな機能を有するものとして位置付けられています（表 2-1）。

従来の「良好な環境・景観形成」からさらに踏み込み、それによる不動産価値の向上や都市の魅力・競争力の向上といった緑の機能は、本市においても乙川河川緑地とその周辺の開発などの地域活性化の場において既に活用されていると言えます。

また令和 2（2020）年現在、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の流行とそれに伴う社会経済状況への影響が依然継続しています。この中で本市においても公園を含む公共施設の一時的な使用停止が発生し、レクリエーションや街のにぎわいの場としての緑の利用が困難になる一方で、人口の稠密化した都市における公園や緑道*といった開放空間の重要性や、身近な緑が心身の健康に果たす効果が見直されるなど、都市のオープンスペースとして緑が果たす多様な役割を再び考え直していく機会を迎えていました。

表 2-1 緑の機能・役割の新たな視点

新たな社会的ニーズと対応する緑の機能・役割			岡崎市緑の基本計画2011における緑の機能・役割との対応	
分類	社会的ニーズ	緑地に求められる機能の例	視点	機能・役割
環境面	環境共生社会	温室効果ガスの吸収	都市環境の保全	二酸化炭素吸収源、ヒートアイランド対策など、都市の低炭素化に資する緑
		ヒートアイランド現象の緩和	都市環境の保全	二酸化炭素吸収源、ヒートアイランド対策など、都市の低炭素化に資する緑
		都市における生物多様性の確保	都市環境の保全	生物の生育・生息空間となる緑
		環境教育、自然とのふれあいの場	緑とのふれあい	緑とふれあい、学ぶ場となる緑
		再生可能エネルギーの活用	—	—
社会面	安全・安心の確保（防災・減災）	大規模火災発生時における延焼防止	災害防止の視点	延焼防止や避難地となる緑
		都市水害の軽減	都市環境の保全の視点	雨水を蓄えて浄化し、水源を確保する緑
		津波被害の軽減	災害防止の視点	水害を抑制する緑
		避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場	灾害防止の視点	延焼防止や避難地となる緑
		災害伝承・防災教育の場	灾害防止の視点	防災活動の拠点となる緑
	健康・福祉の向上	散歩、健康運動の場、介護予防	緑とのふれあいの視点	健康づくりやスポーツ・レクリエーションを楽しむ緑
		子どもの遊び場、子育て支援	自然や歴史の景観形成の視点	豊かな自然環境と調和し、潤いと安らぎを感じられる自然景観を形成する緑
		緑の景観形成によるストレス軽減、森林セラピー	市民との協働の視点	市民への緑に関する情報提供や普及啓発
	地域コミュニティの醸成	人の集う場、地域の活動の場（祭りなど）	緑とのふれあい	コミュニケーションや交流を育む緑
		コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成	市民との協働の視点	市民による緑の管理・育成の活動
		地域の自然観・郷土愛の醸成	自然や歴史の景観形成の視点	豊かな自然環境と調和し、潤いと安らぎを感じられる自然景観を形成する緑 岡崎の歴史や文化を感じる緑 潤いと風格ある都市景観を形成する緑
経済面	経済・活力の維持	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上	—	—
		良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上	—	—
		都市農業の振興（生物資源の生産の場）	都市環境の保全の視点	都市の緑の骨格を形成し、都市環境を保全する緑
		観光振興	緑とのふれあい	コミュニケーションや交流を育む緑

参考)「これからの中の社会を支える都市緑地計画の展望」(H28.6 国土交通省国土技術政策総合研究所)

さらに、これらの緑の機能・役割の位置づけを背景とした都市緑地計画の新たな視点(表 2-2)が示された中で、「グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ*）」というキーワードは、これまで気候変動、都市防災、生物多様性*の確保など都市の緑が重要な役割を担うとされてきた諸課題を統合し、緑による多面的・複合的な対応を促す新たな概念として重要な視点となっています。

表 2-2 都市緑地計画の新たな視点

視点	概要
①グリーンインフラストラクチャーの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の役割の拡大 →防災、生物多様性、都市住民の QOL の向上といった分野の充実に向けたグリーンインフラの概念の導入
②環境負荷の低減と QOL（生活の質）の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・量的確保から質の向上へ →質や機能を評価する手法や指標の設定
③地域が抱える社会問題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の量からそこで行われる活動とその成果の重視への転換 ・計画の前提として地域の社会問題・ニーズの視点の導入
④自然環境構造に基づく都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・都市全体の再編に当たっての場所ごとの自然環境特性や価値に関する方針の提供
⑤緑地由来生物資源の地域内循環	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（里山—市街地—農地）における資源（主に木質バイオマス）の循環の実装に向けた土地利用や緑地管理・住民参加手段の提示
⑥他分野の専門家との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・土木、建築、都市計画、社会学など他分野との連携

出典)「これからの中社会を支える都市緑地計画の展望」(H28.6 国土交通省国土技術政策総合研究所)

(3) 緑に関する諸制度の改正

平成 29（2017）年には都市緑地法をはじめとする緑地関連諸制度の改正が行われました（図 2-1）。この改正の大きなポイントである公民連携の一層の推進に関しては、本市においてはすでに大規模公園への指定管理者制度*の導入、東岡崎駅周辺のまちづくりなどにおいて積極的な導入が進められているところですが、将来にわたる魅力ある公園の維持に向け今後も推進を図るため、緑の基本計画へこれらの運営管理に向けた方針を示していく必要があります。



出典) 都市緑地法などの一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号） 概要

図 2-1 都市緑地法などの改正の概要

今回の策定に当たっては本章で述べてきた各種の視点を踏まえた上で、本市の特性を鑑み、新たな時代に対応した緑の基本計画を策定します。

2-2 上位計画・関連計画の動向

岡崎市緑の基本計画に係る上位計画・関連計画を表2-3に示します。

また、特に関連性が強い計画の動向を以下に示します。

表2-3 上位計画・関連計画

	計画など名称	策定・改定年度	関連
岡崎市	第7次岡崎市総合計画	令和3(2021)年3月	全体
	岡崎市土地利用基本計画	令和2(2020)年3月	全体
	岡崎市都市計画マスターplan	令和3(2021)年3月	全体
	岡崎市公共施設等総合管理計画	平成28(2016)年8月	公園
	長期未整備都市計画公園の対処に向けて～見直しガイドライン～	平成30(2018)年3月	公園
	岡崎市防災都市づくり計画	平成31(2019)年3月	公園・都市緑地
	岡崎市立地適正化計画	平成31(2019)年3月	全体
	岡崎市景観計画	平成30(2018)年3月	公園・都市緑地
	岡崎市歴史的風致維持向上計画	平成29(2017)年3月	公園・都市緑地
	岡崎市環境基本計画	令和3(2021)年3月	全体
	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	平成30(2018)年3月	全体
	生物多様性おかげ戦略	平成24(2012)年1月	全体
	岡崎市森林整備ビジョン	令和3(2021)年3月	森林
	岡崎市水環境創造プラン	平成20(2008)年3月	河川・都市緑地
愛知県	岡崎市総合雨水対策計画	平成28(2016)年7月	河川・都市緑地・公園
	岡崎市地域強靭化計画	令和2(2020)年3月	森林・河川・都市緑地
	岡崎市地震対策アクションプラン	平成30(2018)年2月	公園・都市緑地
	愛知県広域緑地計画	平成31(2019)年3月	全体
国	西三河都市計画区域マスターplan	平成31(2019)年3月	全体
	愛知県都市農業振興計画	平成29(2017)年3月	農地
	あいち生物多様性戦略2020	平成25(2013)年3月	全体
	国土強靭化基本計画	平成30(2018)年12月	全体
	都市農業振興基本計画	平成28(2016)年5月	農地
	防災系緑地の計画手法に関する技術資料	平成30(2018)年6月	全体
	新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について	平成28(2016)年5月	公園・都市緑地
	これからの中社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書	平成28(2016)年6月	公園・都市緑地
	生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	平成30(2018)年4月	公園・都市緑地
	緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項	平成23(2011)年10月	公園・都市緑地

※ 太字：概要を示した計画

(1) 第7次岡崎市総合計画

第7次岡崎市総合計画の基本的な方向性を示す総合政策指針(令和元年12月議決)では、令和32(2050)年度を目標年度として目指す将来像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。

また、将来都市像実現に向けて、今後 10 年間の各分野における 10 の分野別指針を定めています。

なお、緑の基本計画は、分野別指針の「(1)暮らしを支える都市づくり」に位置付けられています。

分野別指針（1）暮らしを支える都市づくり

集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。

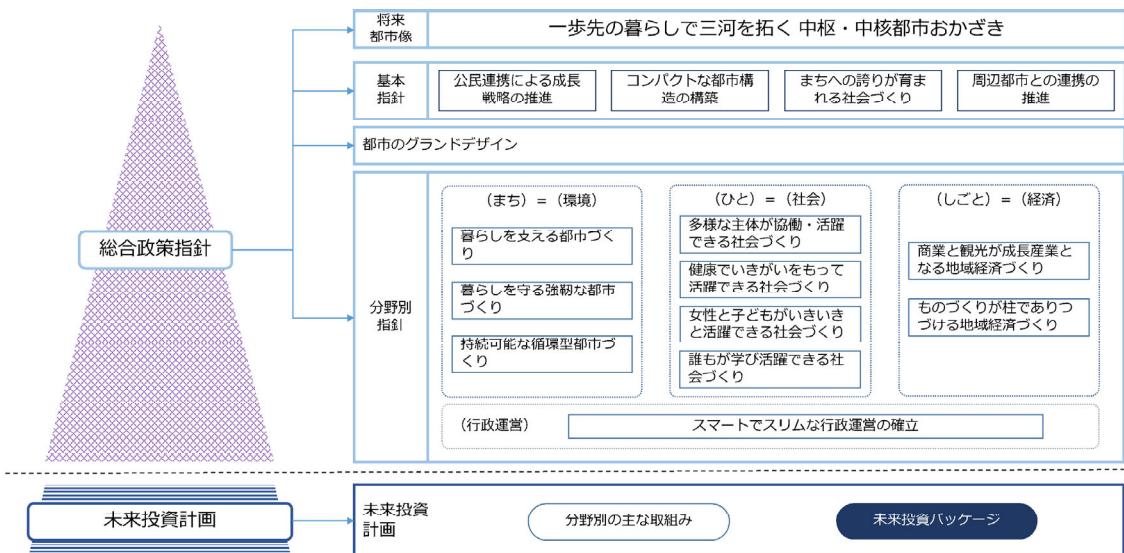


図 2-2 第 7 次岡崎市総合計画の構成

(2) 岡崎市都市計画マスターplan

都市づくりの基本理念を『自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎』とし、目指すべき4つの都市像として「新たな活力を創造する都市」「将来にわたって持続可能な都市」「住みやすい、住み続けられる都市」「自然・歴史・文化の趣を実感できる都市」を掲げています。

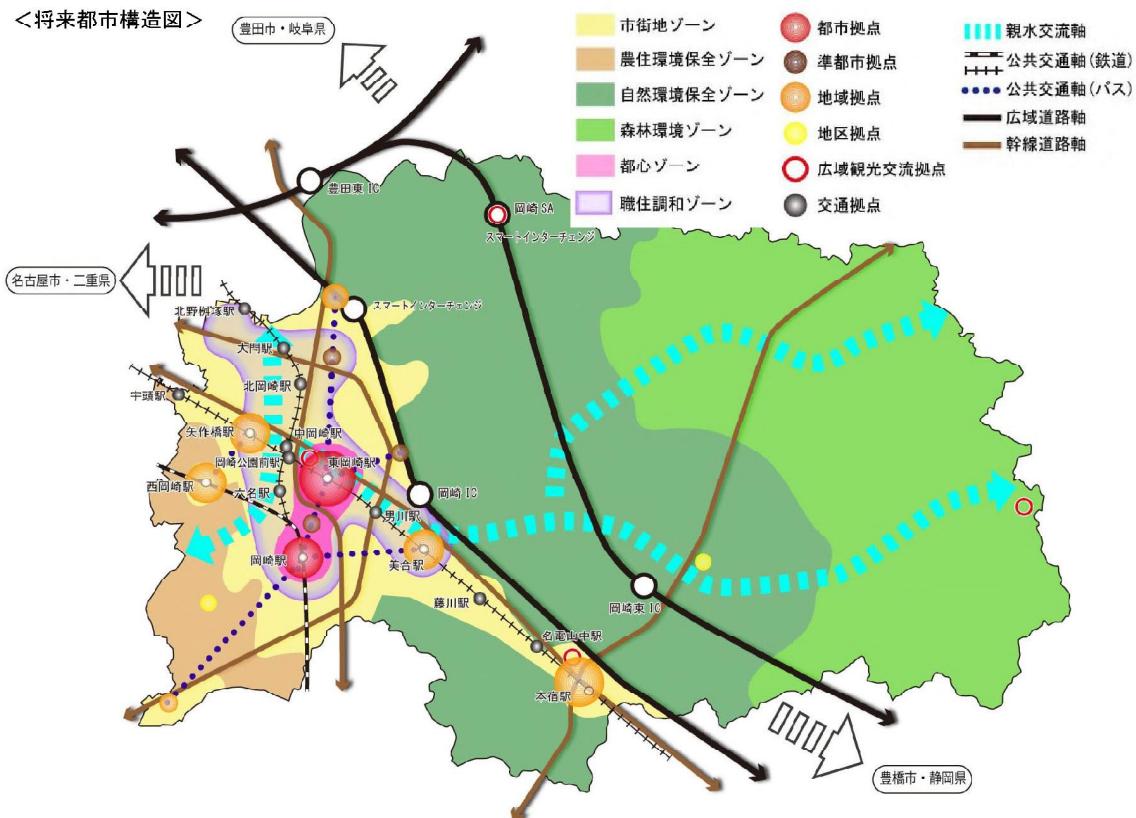
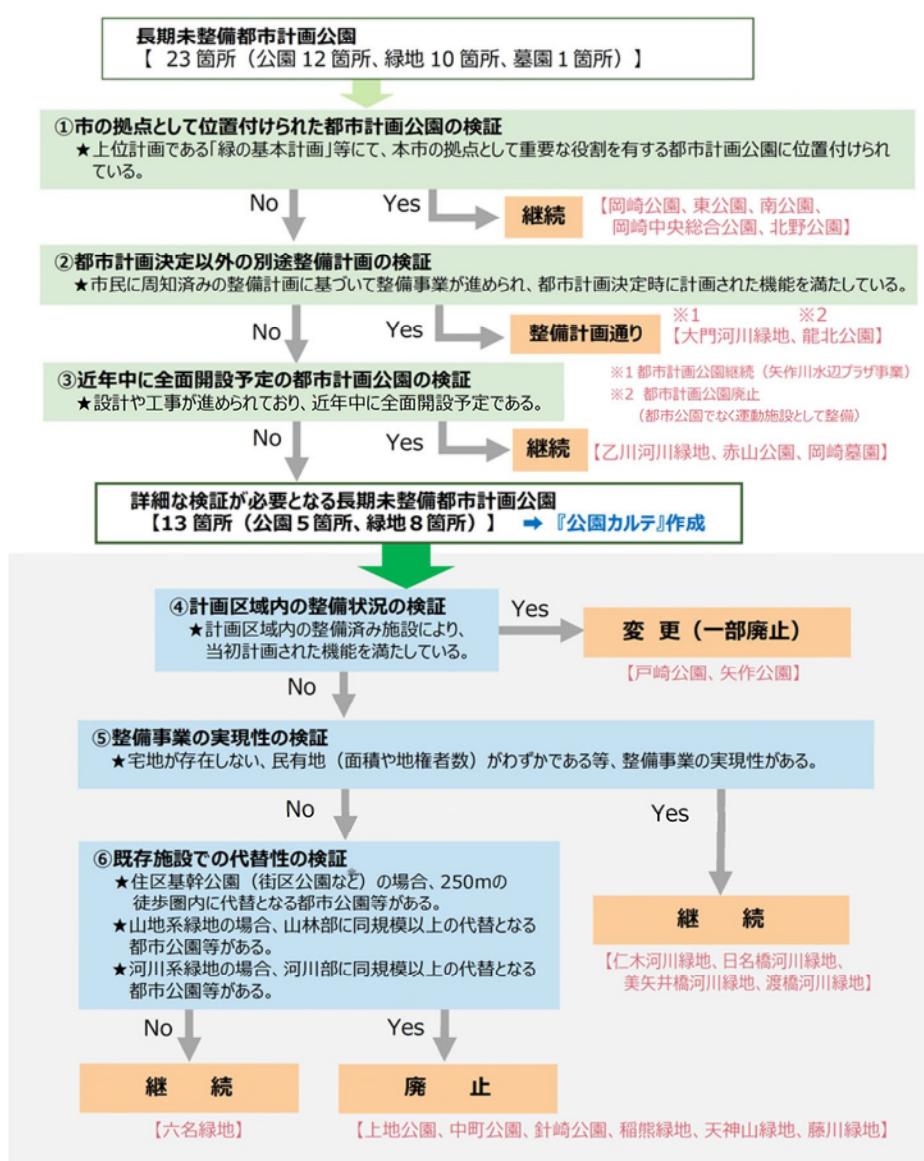


図 2-3 岡崎市都市計画マスタープランの将来構造図



※上記フローでの各ステップの検証において、慎重な判断が求められるため、地元や、都市計画審議会、専門家などの意見を適宜確認しながら進めるものとする。

図 2-4 長期未整備都市計画公園対処方針

(4) 岡崎市防災都市づくり計画

地方公共団体が、「災害に強い都市」を将来像の一つとして都市づくりを行うための基本方針、具体的な施策を定めています。

都市計画区域を対象として、都市づくりの中で、防災・減災への対応を図ることを明確に位置づけ、自助・共助・公助の役割分担の下、ソフト・ハード対策を組み合わせた「災害に強い空間づくり」と「災害時の避難や応急活動を支える空間づくり」を進めることを目的としています。

公園緑地の整備は、延焼拡大の抑制、安全な避難場所や応急活動のためのスペース確保、支援部隊の受け入れ態勢などに関連する施策に位置付けられています。また、「岡崎市地震対策アクションプラン」(平成 30 (2018) 年策定)などとあわせ、公園や都市緑地、農地、森林など、多様な緑の機能(グリーンインフラ)を活かす視点から連携していく必要があります。

方針 4 火災による延焼被害を抑制します	方針 1 安全な避難や応急活動のための経路・スペースを確保します
<p>① 延焼拡大の抑制</p> <p>大規模な市街地火災の発生を防ぐため、延焼遮断効果が期待される道路や公園・広場等の整備を進めるとともに、これらの施設整備と併せて道路の沿道をはじめとして、建物の不燃化を促進します。</p> <p>また、延焼抑制に有効な市街地内の農地等に係る制度の適切な運用を図るほか、民有地整理を促進します。</p>	<p>② オープンスペースの確保</p> <p>火災による延焼危険性の低い場所に近隣住民等が待避できるオープンスペースの確保を図ります。</p> <p>また、特に消防活動困難危険度の高い地域のオープンスペースにおいて、耐震性を有した防火水槽の設置を検討します。</p> <p>加えて、一時避難場所の機能強化を図るために、防災備蓄倉庫及び備蓄品、災害対応トイレ等を整備します。</p> <p>なお、一時避難場所については、今後、想定される避難者数の増減や施設の統廃合等の状況の変化に応じた見直しを検討します。</p>
<p>主な施策例</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画道路をはじめとした道路整備（緊急輸送道路、延焼遮断帯）公園整備事業（避難場所、延焼遮断）防火地域・準防火地域内の産物の不燃化の誘導生産緑地制度の適切な運用市街地緑化事業奨励補助金、都市緑化推進事業費補助金による緑化の促進	<p>主な施策例</p> <ul style="list-style-type: none">公園整備事業地震災害時に有効な消防水利の整備防災備蓄倉庫の設置災害対応トイレの設置空き家を除却した跡地の地域活性に資する利用の促進



図 都市計画道路の整備



図 市街地内の農地



図 防災倉庫及び備蓄品



図 広場の整備 (矢作町地内)

図 2-5 取組みの具体的な内容

(5) 岡崎市立地適正化計画

コンパクトで持続可能な都市づくりが課題となっている中、平成 29（2017）年度、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が策定されました。

平成 29（2017）年度時点では、計画対象区域は都市計画区域全域、期間は概ね 20 年後を想定の上で、東岡崎駅周辺と岡崎駅周辺を都市機能誘導区域と設定しました。

平成 31（2019）年 3 月に新たに策定された「岡崎市立地適正化計画」においては、これまで未定だった居住誘導区域*（及び居住誘導重点区域）を設定しました。

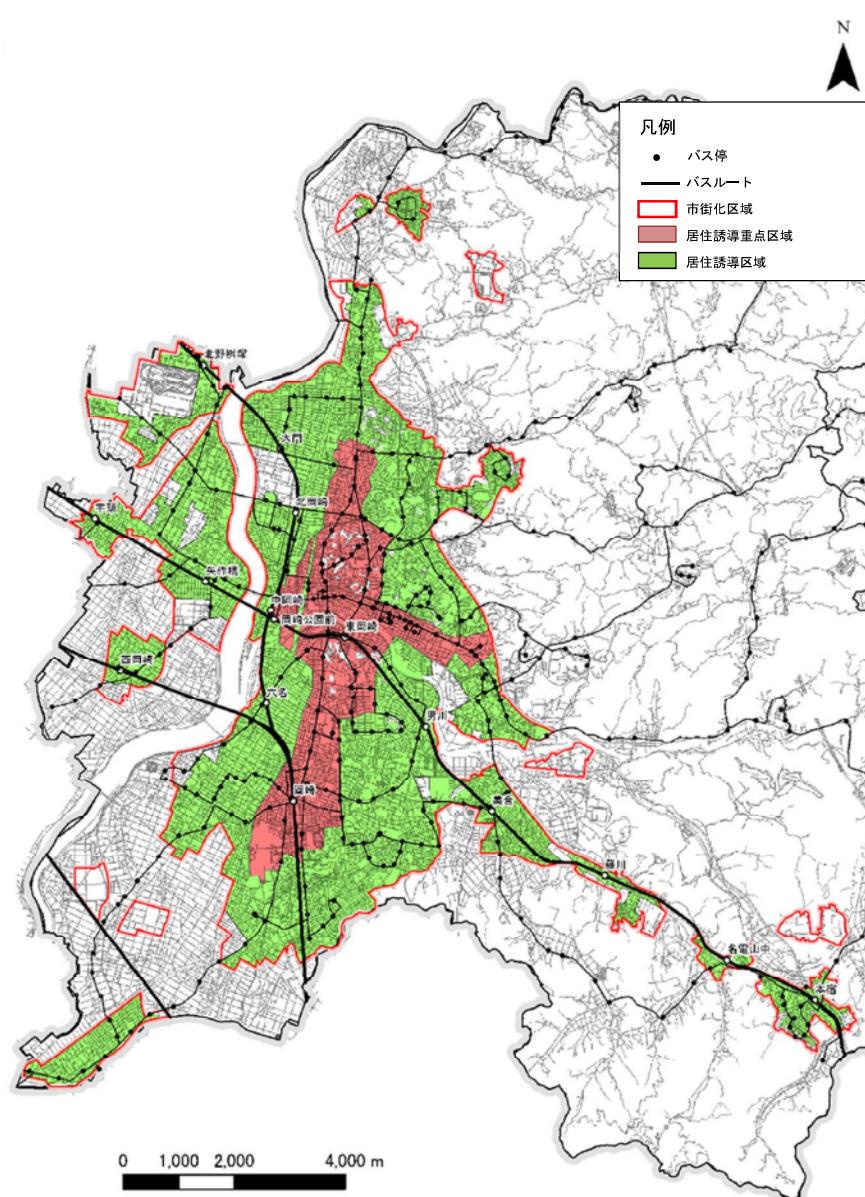


図 2-6 居住誘導区域・居住誘導重点区域

(6) 岡崎市景観計画*

「市全域で進める景観まちづくり」「地域で進める景観まちづくり」「景観資産から進める景観まちづくり」の3つの柱からなる施策を相互に連携・展開させながら、地域の実情に応じた規制・支援を行い、市民・事業者・行政の協働による良好な景観形成、魅力あるまちづくりに取組んでいます。

特に重点的に景観の保全・創出に取組むべき地域として、「八帖地区」、「藤川地区」を景観形成重点地区に、「大樹寺から岡崎城天守への眺望（通称：ビスタライン）」を眺望景観保全地域（特別地域）に位置づけ、個々の地域特性を活かした方針や基準を設けて景観形成を図ることとしています。

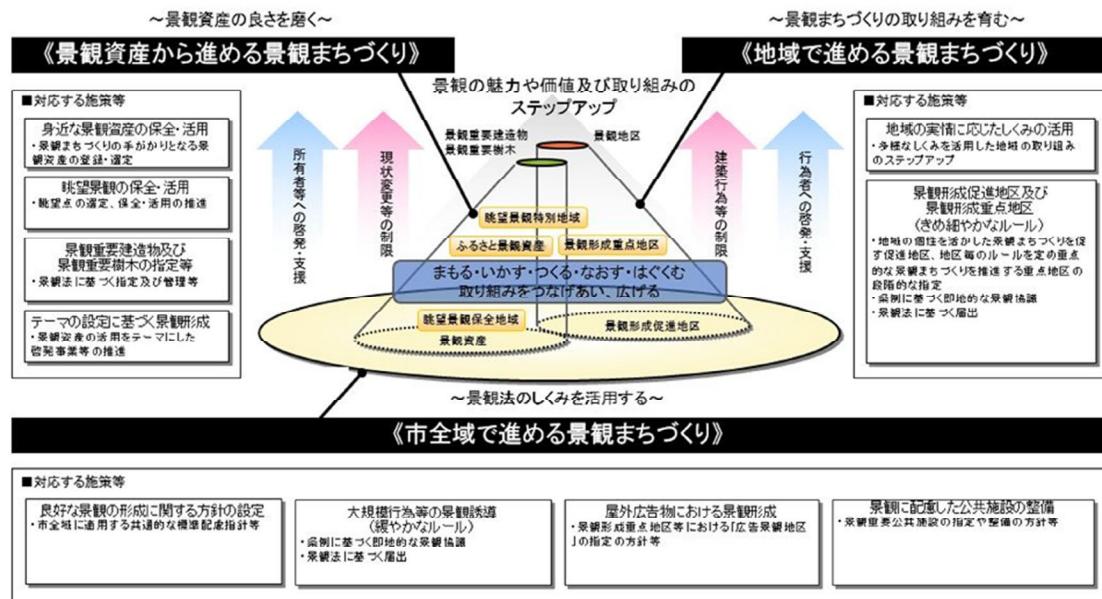


図 2-7 3つの景観まちづくりの施策展開図

(7) 岡崎市環境基本計画

環境基本法及び岡崎市環境基本条例に基づき、市の基本構想を踏まえ、岡崎市総合計画を環境面から補完しながら、市の将来環境について長期的、総合的な施策と行動を策定する、環境面での総合計画として位置付けられています。

(8) 生物多様性おかざき戦略

本市における生物多様性の保全及び持続可能な利用について、今後の取組みの目標、基本的な考え方・方向性を示すものとして平成 24（2012）年 1月策定されました。

緑の基本計画に関連する内容は、施策の一部（公共施設緑化、民有地への緑化助成、市街地や街路の緑化における在来種の植栽など）に位置付けられています。

また、数値目標として、「緑地の減少の抑制」「緑化に係る講習会への参加者」が、緑の基本計画との共通目標として掲げられています。



図 2-8 岡崎市の自然環境

(9) 岡崎市森林整備ビジョン

森林整備ビジョンは、主に人工林を対象とする計画と位置付けられています。天然林*（くらがり渓谷周辺など）及び都市近郊の二次林*などについては、「岡崎市環境基本計画」「岡崎市水環境創造プラン」などに準じるものとしています。

森林整備ビジョンは令和 22(2040)年までを中期計画期間として設定している一方、令和 3 (2021) 年に計画の中間見直しを行う予定です。

(10) 愛知県広域緑地計画

愛知県広域緑地計画は、県の都市計画区域全域の緑化を推進するに当たり、一つの市町村の区域を越えた広域的観点から県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県内の市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的として策定され、計画期間は令和 12（2030）年度までとしています。

基本方針は大きく「緑づくりの基礎」と、それに支えられる「緑の機能」に大別され、「健全で良質な緑」「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」の 4 つの機能ごとに施策を定めています。



図 2-9 県広域緑地計画の基本方針